

矢島家文書解題 (一九八七・D・五〇)

矢島家文書は、昭和六二年(一九八七)三月に矢島一氏から当館に寄託された資料である。資料の内容は近世・近代の金銭貸借に関する文書を中心とし、点数は二七九件、二八三点である。

矢島家のある岩石町は、近世、善光寺八町の一つに数えられた善光寺領で、北国街道の越後口にあたり、その利便性から塩や海産物を商う四十物屋が多かった。嘉永六年(一八五三)「善光寺八カ町竈数改留」では、大屋二二軒、表店二〇軒、裏店一六軒が書き上げられ(『長野県史近世資料編七(二)』)、人口は明和元年(一七六四)二〇五人、万延元年(一八六〇)二一九人、明治三年(一八七〇)二四九人と増加傾向にあった(『長野市史』)。明治四年(一八七一)に善光寺領は廃止され、その後長野村、長野町となり、現在は長野市の字として残っている。

矢島家は、No.一二八に「善光寺岩石町魚問屋市郎兵衛」とあることから、魚問屋(矢島屋)を営んでいたことがわかる。善光寺宿の問屋を勤めた小野家の日記には「岩石町やしまや矢島甚兵衛」と見え(嘉永三年)、善光寺大本願の被官として書き上げられている(『長野市史』)。他の資料には、塩問屋・矢島喜右衛門とも書かれ(『長野県史近世資料編七(二)』)、広く四十物全般を商っていた。明治四年の記録では三田尻(山口県防府市)から塩五〇〇俵を二八二両で購入している(No.一五)。また商売上、明治一五年(一八八二)一二月から同一九年まで、魚荷物に限り通運会社長野分社支社を開いていた(No.一〇〇)。

矢島家では、塩や魚の利益から江戸後期から明治にかけて、土地の集積や宿貸し、金の貸し付けなどを行ったことが資料から読み取れる。矢島家から金銭を借用している地域を見ると、長野はもとより、信濃町・鬼無里・中野・小布施・高山・須坂・戸倉・坂城・大岡・信州新町・上田・丸子・佐久・諏訪と広範囲に及ぶ。商品の取引など何らかの関係があった地域と考えられる。土地関係では、天明四年(一七八四)の家屋敷売渡証文は、敷地面積が書かれた典型的な売買証文で、長野市域では古い資料である(No.九)。

資料に見える矢島家の戸主には、甚兵衛、市郎兵衛、市隠、浦太郎が見え、中でも浦太郎に関する資料が多い。浦太郎は長野師範学校を卒業し、法学を学び、明治一三年(一八八〇)に信濃毎日新聞社の記者、同一五年からは代言人(弁護士)として活躍している。弁護士浦太郎の活動で特筆される事件が二つある。一つは、明治一七年(一八八四)に起こった「飯田事件」。もう一つは明治二二年(一八八八)の「善光寺本堂法務執行妨害事件」である。「飯田事件」は、飯田の愛国正理社桜井平吉ら自由党員が義兵をあげる計画が未然に発覚。明治一七年一二月に国事犯として逮捕された事件である。浦太郎はこの裁判の弁護人を引き受けている(『長野県史近代資料編三卷(一)』)。この事件が後に彼が政治家へと歩むきっかけの一つになったと思われる。

明治二一年からの善光寺に関する裁判は、大本願・大勧進の双方が寺の主導権をめぐる対立し、同二六年に品川子爵の仲裁で決着したというものである。この裁判で浦太郎は、江戸時代に大本願の被官であった関係から、大本願側の弁護を引き受けている（『長野県史近代資料編一〇巻（一）』・「明治期における善光寺大勧進・大本願係争事件の史的意義」『信濃三六巻九号』）。この時の裁判記録の一部は矢島氏から大本願に寄贈されている。

浦太郎はその後明治一九年・二三・二五・三三年に県会議員に当選、三六年から三七・四一・四五・大正四年（一九一五）の五期、衆議院議員を勤めている。浦太郎は北信民会や信濃政社の中心人物として活躍し、市議会・郡議会の議員も各一期ずつ勤める。

本資料の中で議員時代の活動に関する資料として、鹿兒島の長崎道治と設立した私設鉄道「信中鉄道会社」に関するものがある（No. 一〇二）。この会社設立契約書によると、明治二〇年（一八八七）、上田から北深志（松本）間の私設鉄道を敷設する会社を設立している。主な条項は、①区間は上田―北深志（松本）間とする。概測・実測で右区間実現の見通しがたたないときは、篠ノ井駅から北深志間とするか、他に良線路を選び、県の南北交通を便利にすることを目的とする。②工事費を二〇〇万円と仮定し、その内一五〇万円は株主を募って集め、発起人負担として山崎が一五〇万円をポルトガル公使ロイロの紹介で借りる。そのうち七万五千円は山崎自身が資本として会社に投資し、残りを矢島浦太郎に貸付け、浦太郎もこれを資本投資する。③事業は長野県としても必要かつ重要工事であり、県からも地方税二五万円の補助を受けるようにする。県会で補助が否決されても工事を行う。④レール等の資材はロイロの紹介で外国人に注文し、施工は日本土木会社に委託。監査役としてロイロ紹介の外国人技師を雇う。⑤この工事は甲信鉄道の敷設が近く、信越鉄道になることを見込み、その第二路線開鑿（かざく）の事業という位置づけで急を要し、ロイロとの談判を経て政府へも出願して仮免状を受けること、などである。この鉄道は実現しなかったが、この時期各地でこうした鉄道敷設の私設計画が持ち上がっている。

浦太郎はこれ以外にも、茨城県の湊鉄道の開設や山形県の猿間鉾山の経営もおこなった（『地方発達史と其の人物』）。

私文書としては、明治三二年（一八九九）「正次婚礼諸事控」（No. 二六一）、大正一〇年（一九二二）「婚姻記録」（No. 二五九）がある。No. 二六五、二六六、二六八から二七九の各通帳は、残念ながら中身は失われ厚口の横半帳の表紙のみである。

矢島家の屋敷神は現在矢島稲荷として武井神社（長野市東町）の参道右側に祀られている。これは矢島市郎兵衛が寛政二二年（一八〇〇）に自宅に祀り、明治二九年（一八九六）自宅改築にもなって現在地に移転されたものである。

なお、一九九九年度追加として明治前期の金銭貸借を中心とする資料が新たに寄託された。後日目録化する予定である。